

みなさんが健康で暮らせるために

第2期南三陸町国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定しました。

第1期南三陸町国民健康保険特定健康診査等実施計画が平成24年度で終了したことにより第2期南三陸町国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定しました。

計画期間は平成25年度より平成29年度までとなっております。

南三陸町の平成23年度の特健康診査の受診率の実績は28・3%で宮城県の平均値である43・4%を大きく下回っています。

また、特定保健指導の実施率も1・4%と宮城県の平均値12・6%を大きく下回る状況となっております。

平成29年度の目標値は特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率ともに60%（国

の基準値）です。

特定健康診査を受診することによって、自分自身の健康状態を理解することにつながります。そして、生活習慣病の早期発見や重症化を防ぐこととなりますので、積極的に特定健康診査を受診してくださいますようお願いいたします。

集団健診で日程等の都合が合わない方は医療機関で受診する個別健診等もありますので是非ご検討願います。

第2期南三陸町国民健康保険特定健康診査等実施計画はホームページに掲載しております。

申込・問い合わせ
町民税務課医療給付係
☎46-1373

津波被災農地への立ち入りについて

津波により被害を受けた次の地区の農地については、基盤整備事業により復旧する予定ですが、今後事業計画の作成のため、現地の調査測量作業を行いますので、関係皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

◇対象地区 廻館・中瀬町・竹川原・塩入・下保呂毛各地区の一部の地域（下記図面の区域）

◇作業期間 8月5日(月)から12月31日(火)まで

◇作業内容 基盤整備事業の調査測量設計
道路、水路等の施設の調査

◇作業実施者 (株)ウイル、(株)パスコ仙台支店
※作業実施者は宮城県が発行する身分証明書を携帯しています。

◇問い合わせ
宮城県気仙沼地方振興事務所南三陸支所 ☎29-6056
気仙沼・南三陸農地復興推進室 ☎42-2610
南三陸町産業振興課農林業振興係 ☎46-1378



町内における空間放射線量測定情報

■空間放射線量

(単位：マイクロシーベルト/時、地表からの高さ50センチメートルにて測定、測定日：7月1日から10日)

測定地点	測定値	測定地点	測定値
役場庁舎	0.04	志津川小学校	0.08
神割崎	0.06	入谷小学校	0.08
波伝谷漁港	0.04	伊里前小学校	0.07
水尻川中流部	0.06	志津川中学校	0.07
入谷さんさん館	0.08	歌津中学校	0.07
伊里前川中流部	0.08	志津川保育所	0.09
吉野沢団地	0.05	伊里前保育所	0.07
泊浜	0.04	名足保育園	0.05
名足仮設団地	0.06	平成の森(地表1m)	0.04
水塚峠	0.09	田東山頂	0.09

現在、環境省が定めた除染のガイドラインとして、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上(年間1ミリシーベルト以上)の放射線量が計測された場合は除染作業を行うことと定められておりますが、上記の表のとおり町内に該当する場所はありません。

問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528

■町内産農林水産物中の放射性セシウム測定結果

(単位：ベクレル/kg)

◇結果：基準を満たしています。(基準値=100ベクレル/kg)

品目	採取日	測定値(検出下限値)
ほうれん草(ハウス)、たまねぎ(露地)、さやえんどう(露地)	6月10日(月)～6月24日(月)	不検出(10未満)
伊達のぎん、太協ギン	6月3日(月)～7月5日(金)	不検出(10.1未満)

■町内産農林水産物の出荷制限(7月10日現在)

県等による放射線検査を実施した結果、露地栽培の原木しいたけ、こしあぶら、クロダイ、スズキ、ヒラメについて引き続き出荷制限が行われております。

※市場には流通していません。

問い合わせ 産業振興課 ☎46-1378

粗大ごみの臨時受入れについて

クリーンセンターでは、一般家庭で不用になった自転車・扇風機などの燃えない粗大ごみの受入れを次のとおり実施いたします。

◇日時 8月11日(日) 午前9時から午後4時

◇場所 クリーンセンター(戸倉字脇の沢)

◇手数料 10キログラムあたり100円(搬入時に納入願います。)

◇取り扱いえないごみの種類

家電リサイクル法が適用されるテレビ・冷蔵庫(冷凍庫を含む)、エアコン・洗濯機(乾燥機を含む)、パソコン・消火器・タイヤなど

問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528

今月の移動町長室は、8月30日(金)です。

時間 午後1時から4時

◇問い合わせ
歌津総合支所地域生活課 ☎36-2111

節水に心がけ水道水の無駄を減らしましょう

- 水の出しっぱなしはやめましょう
出しっぱなしは、1分間に約6リットルの水を無駄にします。
- 食器を洗う時は
食事の準備、後かたづけはため洗いをしましょう。適切な水量で、食器や野菜を洗きましょう。
- 歯磨き・洗顔の時は
歯磨きには、コップを使いましょう。洗顔では、洗面台や洗面器を使いましょう。
- お風呂は必要なだけためる
湯量は、お風呂ブザーやタイマーなどを活用し適量にしましょう。シャワーは短時間ですませ、こまめに止めましょう。
- トイレで流す水は控えめに
大小レバーの使い分けをし、2度流し、3度流しはやめましょう。
- お風呂の残り湯は洗濯、掃除などに
お風呂の残り湯は水温が高く、汚れも落ち、洗剤も無駄なく利用できます。
*入浴剤を使用した場合は色が付くことがあります。余計に使っても洗浄力が増すわけではありません。洗濯はまとめて洗い、回数を減らしましょう。
- 水やりは、米のとぎ汁や残り湯で
植木に水をやる時は、米のとぎ汁や残り湯を使用しましょう。(米のとぎ汁は肥料になります。)
- 水道が断水したときのトイレの使用
お風呂の水などをバケツにくんで水洗タンクに入れれば、トイレが使用できます。災害の時などに対処できるよう、普段からお風呂の水などを多目的に使用することを心がけましょう。

◇問い合わせ 上下水道事業所 ☎46-5600

一部免除を受けたときは残りの保険料の納付を忘れずに

保険料の一部免除

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額、4分の3、半額、4分の1の四段階があります。

一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間となってしまいますので、注意が必要です。

保険料の納期限

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。

そして、2年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります。

保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料については、この納期限までに納めなければなりません。ご注意ください。

次回の年金相談会

日時：9月20日(金) 午前10時～午後3時
場所：役場1階相談室

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5117
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373